○内閣府告示第三百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年六月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域の名称　御所浦町教育特区

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　天草市

三　構造改革特別区域の範囲　天草市の区域の一部（旧御所浦町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道檜山郡江差町

二　地域再生計画の名称　江差町地場産業活性化による雇用創造計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道檜山郡江差町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）及び地域雇用創造実現事業（三の六）

○内閣府告示第三百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道上川郡美瑛町

二　地域再生計画の名称　美瑛町地域活性化雇用創造計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道上川郡美瑛町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）及び地域雇用創造実現事業（三の六）

○内閣府告示第三百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県

二　地域再生計画の名称　被ばく医療プロフェッショナル育成計画

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　十和田市

二　地域再生計画の名称　十和田市の新たな雇用創出プロジェクト「現代美術館等の文化・公共エリアと中心市街地商業エリアを融合させた回遊性の高い街づくり～賑わいあふれて住みよい十和田～」による雇用の創出

三　地域再生計画の区域の範囲　十和田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　久慈市並びに岩手県下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町

二　地域再生計画の名称　〝おもてなし〟と〝ものづくり〟の心による教育旅行・福祉介護・製造業振興

三　地域再生計画の区域の範囲　久慈市並びに岩手県下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）及び雇用創造先導的創業等奨励金（三の六）

○内閣府告示第三百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　仙台市

二　地域再生計画の名称　クリエイティブ・クラスターを形成する地域活性化を担うクリエイター育成プログラム

三　地域再生計画の区域の範囲　仙台市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県

二　地域再生計画の名称　ものづくり山形活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　山形県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五④）及び地域企業立地促進等補助事業（三の六）

○内閣府告示第三百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　村山市

二　地域再生計画の名称　村山市ばらエティ豊かなまちづくり雇用創出プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　村山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）及び雇用創造先導的創業等奨励金（三の六）

○内閣府告示第三百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　尾花沢市

二　地域再生計画の名称　「感動！　尾花沢　ＧＲＩ－ＴＲＥＡＳＵＲＥ　ＴＯＵＲＩＳＭ　プロジェクト」～周年農業実現と農商工観連携による感動ある雇用創造～